

高松市私立保育所等（地域型保育事業）における

I C T化推進等補助金交付事業F A Q（よくある質問）

令和7年9月18日（第1版）

Q 1 事業開始の通知文が9月下旬に届いたが、それ以前に見積書を取っていた。見積書取得日が通知文より前になるがこれを提出しても問題ないか。

A 1 国からの通知文が9月18日となったため、本市からの事業開始の通知文が9月下旬となったものです。交付申請に添付する見積書の日付けは通知文到着以前の日付けでも問題ありません。

Q 2 交付決定後に金額や導入するシステムに変更があった。どうすればよいか。

A 2 高松市私立保育所等におけるICT化推進等事業補助金変更交付申請書（様式第8号）及び関係書類の提出が必要となります。早急に御相談ください。

Q 3 平成28年度の補助金は利用せずにシステムを導入している。

- ①既に導入済みのシステムをバージョンアップする場合、補助金は対象か。
- ②機器のみ更新（購入）したいが補助金は対象か。

この事業は、システムを新たに導入することを目的としているため、次のとおりとなります。

A 3-① 対象外です。

A 3-② 対象外です。

Q 4 平成28年度に補助金を使ってシステムを導入した。今回の補助金は対象か。

A 4 平成28年度に補助金を使った施設については、キャッシュレス決済に関する機能及び、そのシステムを導入するために必要な機器の購入のみ対象で、それ以外は対象外です。

Q 5 補助される額を知りたい。

A 5 様式第4号 補助申請額算定調書に必要事項を入力していただければ、補助額の算出ができます。

Q 6 保守料は補助金の対象か。

A 6 対象外です。

Q 7 今年度及び来年度のランニングコスト（利用料）は補助金の対象か。

A 7 対象外です。

Q 8 操作研修は補助金の対象か。

A 8 対象外です。